

令和8年度障害者レクリエーション活動等実施事業業務委託仕様書

- 1 委託事業名
令和8年度障害者レクリエーション活動等実施事業業務委託
- 2 事業の概要及び目的
障害者等の体力増強・交流・余暇等に資することを目的として、各種スポーツレクリエーション活動を実施する。
- 3 委託期間
契約締結日から令和9年3月12日（金）
- 4 委託料の上限額
477,800円（税込み）
- 5 業務内容
 - (1) 別表「障害者レクリエーション活動等実施事業内容」に定める区分のとおり、障害者向けのスポーツレクリエーション活動等を実施する。
なお、本事業における実施回数は、のべ14回以上とすることを必須条件とする。
 - (2) 事業の実施に当たっては、別紙「障害者レクリエーション活動等実施事業留意事項」に規定する内容に沿って行うこと。
 - (3) 事業の実績報告は、別紙様式2に従って記入すること。
- 6 実績報告
事業完了時に実施報告書を提出し、完了検査を受けること。合格と認められないときは、委託者の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者の負担とする。また、事業の実績報告は、別紙様式2に従って記入する。
- 7 成果物に関する権利の帰属
 - (1) 本業務において、著作権、肖像権や個人情報等の取扱いには十分注意すること。
 - (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に帰属する。
 - (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこととする。
- 8 委託業務実施にあたっての留意事項
 - (1) 本仕様書に記載のない事項については、双方協議により決めるものとする。
 - (2) 委託先候補者選定後、企画提案の内容について、協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の契約を締結する。その際に、必要に応じて、特記仕様書を作成することとする。

- (3) 本業務の目的達成のために、必要と思われる企画、効果的と思われる企画があれば、予算の範囲内で業務内容とすること。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

別表

障害者レクリエーション活動等実施事業内容

	事業名		内容等
1	レクリエーションの集い	大会・交流会	障害の有無に関わらず、誰もが楽しめることを目的として、運動ができる喜びと協調性を育むレクリエーションを大会・交流会として企画開催する。
2	重度障害者等事業	大会・交流会	重度障害者でも参加可能なレクリエーションを開催する。 開催に当たっては、特別支援学校等にも周知し交流を図る。
3	知的障害者等事業	大会・交流会	知的障害者等が楽しめる交流会もしくはイベントを開催する。
4	精神障害者等事業	大会・交流会	精神障害者等が楽しめる交流会もしくはイベントを開催する。
5	視覚障害者等事業	大会・交流会	視覚障害者等が楽しめる交流会もしくはイベントを開催する。
6	聴覚障害者等事業	大会・交流会	聴覚障害者等が楽しめる交流会もしくはイベントを開催する。
7	各種教室	指定なし	障害の分野を問わず、健康増進と他者との協調を育むことを目的として教室を開催する。実習・研修の形式、野外・屋内を問わない。

※大会名・事業名は、実施内容が目的を達成するものであればこの仕様書によらない。

※参加者・関係者の健康管理や事故防止に万全を期し、保険等に参加すること。

別紙

障害者レクリエーション活動等実施事業留意事項

1 事業内容

レクリエーション活動に取り組む障害者が、体力増強・交流・余暇活動等に資することを目的として、各種レクリエーション活動を実施する。

2 留意事項

- (1) 希望する障害者等が参加しやすいように、開催場所、日時等に配慮すること。
- (2) 障害種別ごとに設定されている種目を除き、希望する全ての障害者等が参加できるように工夫すること。
- (3) 初めて参加する障害者等にも十分配慮したものとすること。
- (4) 障害者スポーツ団体及びスポーツ指導員といったレクリエーションに精通した人材並びに障害者団体の参画及び協力を得て実施すること。
- (5) 参加者の健康管理及び事故防止に万全を期すこと。